

令和3年1月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ネ)第2620号 各損害賠償請求控訴事件 (原審 前橋地方裁判所平成25年(ワ)第478号, 平成26年(ワ)第111号, 同第466号)

口頭弁論終結日 令和2年7月9日

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録1ないし3記載のとおり (以下, 別紙当事者目録1記載の当事者 (以下「一審原告」という。)) については, 別紙一審原告番号等一覧表記載の「原告番号」欄記載の番号により表記する。)

## 主 文

- 1 一審原告らのうち, 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び一審被告東電の同一審原告らに対する控訴について
  - (1) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの控訴に基づき, 原判決を次のとおり変更する。
  - (2) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの主位的請求をいずれも棄却する。
  - (3) 一審被告東電は, 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の各一審原告に対し, 同一審原告に係る同表の「当審における認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - (4) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らのその余の予備的請求をいずれも棄却する。
  - (5) 一審被告東電の別紙認容額一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

2 一審原告らのうち、別紙認容額一覧表の「分類」欄にA2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び一審被告東電の同一審原告らに対する控訴について

- (1) 一審被告東電の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- (2) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの主位的請求をいずれも棄却する。
- (3) 一審被告東電は、別紙認容額一覧表の「分類」欄にA2と記載のある「原告番号」欄記載の各一審原告に対し、同一審原告に係る同表の「当審における認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らのその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- (5) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にA2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴をいずれも棄却する。

3 一審原告らのうち、別紙認容額一覧表の「分類」欄にA0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び一審被告東電の同一審原告らに対する控訴について

別紙認容額一覧表の「分類」欄にA0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び一審被告東電の同一審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

4 一審原告らのうち、別紙認容額一覧表の「分類」欄にB1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴について

- (1) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にB1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- (2) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にB1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの主位的請求をいずれも棄却する。

- (3) 一審被告東電は、別紙認容額一覧表の「分類」欄にB 1と記載のある「原告番号」欄記載の各一審原告に対し、同一審原告に係る同表の「当審における認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にB 1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らのその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- 5 一審原告らのうち、別紙認容額一覧表の「分類」欄にB 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告の一審被告東電に対する控訴について  
別紙認容額一覧表の「分類」欄にB 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告の一審被告東電に対する控訴を棄却する。
- 6 一審被告東電の、一審原告らのうち、別紙認容額一覧表の「分類」欄にC 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対する控訴について
- (1) 一審被告東電の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- (2) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にC 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの主位的請求をいずれも棄却する。
- (3) 一審被告東電は、別紙認容額一覧表の「分類」欄にC 2と記載のある「原告番号」欄記載の各一審原告に対し、同一審原告に係る同表の「当審における認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 別紙認容額一覧表の「分類」欄にC 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らのその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- 7 一審被告東電の、一審原告らのうち、別紙認容額一覧表の「分類」欄にC 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対する控訴について  
一審被告東電の別紙認容額一覧表の「分類」欄にC 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。
- 8 一審原告らの一審被告国に対する控訴及び一審被告国の控訴について

- (1) 一審被告国の控訴に基づき，原判決中，一審被告国の敗訴部分を取り消す。
  - (2) 上記部分に係る一審原告らの請求をいずれも棄却する。
  - (3) 一審原告らの一審被告国に対する控訴をいずれも棄却する。
- 9 訴訟費用及び控訴費用については，次のとおりとする。
- (1) 一審原告らのうち，別紙認容額一覧表の「分類」欄にA 0，B 0又はC 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴に係る控訴費用は同一審原告らの負担とし，一審被告東電の同一審原告らに対する控訴に係る控訴費用は一審被告東電の負担とする。
  - (2) 一審原告らのうち，別紙認容額一覧表の「分類」欄にA 1，A 2，B 1又はC 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する請求に関する訴訟費用は，第1，2審を通じてこれを9分し，その8を一審原告らの負担とし，その余を一審被告東電の負担とする。
  - (3) 一審原告らの一審被告国に対する請求に関する訴訟費用は，第1，2審とも一審原告らの負担とする。
- 10 この判決の第1項，第2項，第4項及び第6項の各(3)は，この判決が一審被告東電に送達された日から14日を経過したときは，仮に執行することができる。ただし，一審被告東電が，同部分に係る別紙認容額一覧表の「原告番号」欄記載の各一審原告に対し，同一審原告に係る同表の「担保額」欄記載の各金員の担保を供するときは，一審被告東電は，その仮執行を免れることができる。

#### 事 実 及 び 理 由

#### 目次

第1部 控訴の趣旨及び事案の概要等.....	17
第1章 控訴の趣旨.....	17
第1 一審原告ら.....	18

第2	一審被告国	18
第3	一審被告東電	19
第2章	事案の概要等	19
第1	事案の概要	19
第2	関係法令等の定め	20
第3	各種指針等	26
1	原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	26
2	安全設計審査指針	27
3	耐震設計審査指針	31
第2部	前提事実	33
第1章	当事者等	33
第1	当事者	33
1	一審原告ら	33
2	一審被告東電	33
第2	規制機関	33
1	原子力委員会	33
2	原子力安全委員会	34
3	原子力安全・保安院	34
4	原子力規制委員会	35
第2章	本件原発について	35
第1	施設の概要等	35
1	施設の概要	35
2	本件原発の原子炉設置許可等	36
第2	原子力発電の仕組み等	36
1	原子力発電の仕組み	36
2	原子炉施設における安全確保の仕組み	37

第3	電源設備（甲A1, 2の1, 甲A3, 4）	39
1	非常用D/G	39
2	M/C及びパワーセンター（以下「P/C」という。）	40
3	外部交流電源設備	41
4	直流電源	41
第3章	本件事故に至る経緯等	42
第1	地震及び津波の一般的知見	42
1	地震について	42
2	津波について	44
第2	本件地震の発生	44
第3	本件地震発生から津波到達の前後における各号機の稼働状況等	45
1	本件地震発生から津波到達までの各号機の稼働状況	45
2	本件津波の発生	46
3	津波到達後の各号機の状況等	46
第4章	シビアアクシデント対策等	50
第1	原子力発電所の安全性の評価手法	50
1	決定論的安全評価	50
2	確率論的安全評価（PSA）	50
第2	シビアアクシデント対策	51
第5章	本件原発に係る津波に関する主たる知見	51
第1	原子力発電所の津波評価技術	51
1	経緯	51
2	概要	51
3	一審被告東電による津波評価技術に基づく津波評価の実施	52
第2	長期評価	53
1	経緯	53

2	概要 .....	5 3
3	一審被告東電による津波評価の実施.....	5 3
第3	溢水勉強会における検討結果.....	5 4
1	溢水勉強会の立ち上げ.....	5 4
2	第3回溢水勉強会における検討結果.....	5 4
第3部	争点及び争点に関する当事者の主張の要旨.....	5 5
第1章	経済産業大臣が一審被告東電に規制権限を行使しなかったことが国賠法1 条1項の適用上違法であるといえるか.....	5 5
第1	一審原告らの主張の要旨.....	5 5
1	国賠法1条1項の違法性について.....	5 5
2	規制権限の有無について.....	5 6
3	予見可能性について.....	5 7
4	結果回避可能性について.....	7 1
5	シビアアクシデント対策に関する規制権限の不行使.....	7 4
第2	一審被告国の主張の要旨.....	7 5
1	規制権限不行使の違法性の判断枠組み.....	7 5
2	規制権限の有無について.....	7 5
3	予見可能性について.....	7 7
4	結果回避可能性について.....	9 4
5	シビアアクシデント対策に関する規制権限不行使.....	1 0 5
第2章	一審被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求（主位的請求） の当否について.....	1 0 6
第1	一審原告らの主張の要旨.....	1 0 6
第2	一審被告東電の主張の要旨.....	1 0 6
第3章	一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく損害賠償請求（予備的請 求）の当否について.....	1 0 7

第1	一審原告らの主張	107
第2	一審被告東電の主張	107
第4章	一審原告らの損害及び相当因果関係について	107
第1	一審原告らの被侵害利益及び精神的損害	107
1	一審原告らの主張	107
2	一審被告東電の主張	108
3	一審被告国の主張	109
第2	本件事故と避難による精神的損害との間の相当因果関係	109
1	一審原告らの主張	109
2	一審被告東電の主張	113
3	一審被告国の主張	121
第3	中間指針等の位置づけ及び合理性	126
1	一審原告らの主張	126
2	一審被告東電の主張	128
3	一審被告国の主張	131
第4	慰謝料額算定における考慮要素	132
1	一審原告らの主張	132
2	一審被告東電の主張	136
3	一審被告国の主張	137
第5	相互保証	138
1	一審原告らの主張	138
2	一審被告国の主張	138
第6	一審被告国の損害賠償責任の範囲	139
1	一審被告国の主張	139
2	一審原告ら	140
第7	弁済の抗弁	140

1	一審被告東電の主張	140
2	一審被告国の主張	146
3	一審原告らの主張	146
第8	弁護士費用	149
1	一審原告らの主張	150
2	一審被告国の主張	150
3	一審被告東電の主張	150
第9	個々の一審原告らの損害額	150
1	一審原告らの主張	150
2	一審被告国の主張	151
3	一審被告東電の主張	151
第4部	当裁判所の判断	151
第1章	認定事実	151
第1	地震及び津波に関する知見並びにそれらに対する一審被告らの対応等	151
1	本件原発の設置許可時の想定津波	151
2	深尾・神定論文	151
3	本件原発1号機における溢水事故（平成3年溢水事故）	151
4	谷岡・佐竹論文	152
5	4省庁報告書	153
6	7省庁手引及び津波災害予測マニュアル	154
7	4省庁報告書及び7省庁手引等への一審被告らの対応	155
8	津波浸水予測図	156
9	JAMSTECによる構造探査の実施結果	157
10	津波評価技術	157
11	津波評価技術に対する一審被告東電等の対応	160
12	長期評価	160

13	長期評価公表後の一審被告らの対応	166
14	長期評価の信頼度について	168
15	長期評価公表後の論文	169
16	全国を概観した地震動予測地図	170
17	日本海溝・千島海溝報告書	171
18	安全情報検討会及び溢水勉強会	173
19	マイアミ論文	176
20	耐震バックチェックの実施等	177
21	津波評価部会の第2期ないし第4期における研究等	183
22	長期評価の一部改訂	186
23	保安院の平成23年3月7日におけるヒアリング	186
第2	長期評価をめぐる学識経験者の見解等	187
第3	我が国におけるシビアアクシデント対策	195
1	本件事故以前における一審被告らによるシビアアクシデント対策	195
2	本件事故後のシビアアクシデント対策に関する法的規制	198
第2章	経済産業大臣が一審被告東電に規制権限を行使しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法であるといえるかについて	199
第1	経済産業大臣の規制権限の有無	199
第2	経済産業大臣が一審被告東電に規制権限を行使しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法であるといえるか	201
1	経済産業大臣が一審被告東電に規制権限を行使しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法となる場合	201
2	経済産業大臣の本件原発に係る津波に関する予見可能性について	204
3	技術基準適合命令を発することによる本件事故の回避可能性	218
4	一審被告国の長期評価公表後の津波に関する対応状況について	223
5	小括	224

第3	シビアアクシデント対策に関する規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法であるといえるか	225
第3章	一審被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求（主位的請求）の当否について	226
第4章	一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく損害賠償請求（予備的請求）の当否について	227
第1節	一審原告らに共通する損害総論	227
第1	認定事実	227
1	本件事故による放射性物質の放出	227
2	一審被告国又は地方公共団体による避難指示，区域指定及び解除等	228
3	福島県内の市町村の状況	232
4	中間指針等の策定	236
5	放射性物質及び放射線の人体に対する影響の一般論	242
6	放射線に関する科学的知見及び国際合意の内容等	244
7	放射線被ばくに関する報道状況及び内部被ばく防止措置等	254
8	一審被告国による内部被ばく防止措置等	255
第2	被侵害利益及び精神的損害について	256
第3	本件事故と避難による損害との間の相当因果関係について	257
1	基本的な考え方	257
2	避難指示等対象区域からの避難について	260
3	緊急時避難準備区域からの避難について	260
4	自主的避難等対象区域からの避難について	261
5	特定避難勧奨地点からの避難について	264
第4	中間指針等の位置づけ及び合理性について	264
第5	慰謝料の考慮要素について	267
1	一般的な考慮要素	267

2	被ばく線量検査の受検の有無	267
3	一審被告東電への非難性	271
4	財産的侵害等に対する賠償	272
5	子供や妊婦の避難に伴う同伴者の精神的損害	272
第6	弁済の抗弁について	273
1	弁済の事実	273
2	一審原告らの既払金の充当に関する主張について	281
3	一審被告東電の既払総額を弁済とする抗弁について	282
4	一審被告東電の世帯内の他の構成員に対する支払をもって弁済とする抗弁について	284
第7	弁護士費用について	285
第2節	一審原告らの個別の相当因果関係及び損害額について	286
第1	原告番号1ないし3（家族番号1）について	286
1	当審における当事者の補充的主張	286
2	認定事実	287
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	293
第2	原告番号4及び5（家族番号2）について	296
1	当審における当事者の補充的主張	296
2	認定事実	297
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	301
第3	原告番号8及び9（家族番号3）について	303
1	当審における当事者の補充的主張	303
2	認定事実	304
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	307
第4	原告番号10ないし12（家族番号4）について	308
1	当審における当事者の補充的主張	308

2	認定事実	309
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	314
第5	原告番号13及び14（家族番号5）について	315
1	当審における当事者の補充的主張	315
2	認定事実	316
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	319
第6	原告番号15及び16（家族番号6）について	321
1	当審における当事者の補充的主張	321
2	認定事実	322
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	328
第7	原告番号17及び18（家族番号7）について	330
1	当審における当事者の補充的主張	330
2	認定事実	331
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	335
第8	原告番号23及び24（家族番号9）について	336
1	当審における当事者の補充的主張	336
2	認定事実	338
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	342
第9	原告番号25及び26（家族番号10，原告番号26については同25が承継）について	344
1	当審における当事者の補充的主張	344
2	認定事実	345
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	350
第10	原告番号27ないし31（家族番号11）について	352
1	当審における当事者の補充的主張	352
2	認定事実	353

3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	359
第11	原告番号32ないし35（家族番号12）について.....	361
1	当審における当事者の補充的主張.....	361
2	認定事実.....	362
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	367
第12	原告番号36ないし39（家族番号13）について.....	369
1	当審における当事者の補充的主張.....	369
2	認定事実.....	371
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	379
第13	原告番号40ないし44（家族番号14）について.....	381
1	認定事実.....	381
2	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	385
第14	原告番号47ないし49（家族番号16）について.....	386
1	当審における当事者の補充的主張.....	386
2	認定事実.....	387
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	393
第15	原告番号50ないし52（家族番号17）について.....	395
1	当審における当事者の補充的主張.....	395
2	認定事実.....	396
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	402
第16	原告番号53及び54（家族番号18）について.....	404
1	当審における当事者の補充的主張.....	404
2	認定事実.....	405
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	410
第17	原告番号55ないし57（家族番号19）について.....	411
1	当審における当事者の補充的主張.....	412

2	認定事実	413
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	420
第18	原告番号58及び59（家族番号20，原告番号58については同59が承継）について	422
1	当審における当事者の補充的主張	422
2	認定事実	424
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	429
第19	原告番号60ないし63（家族番号21）について	430
1	当審における当事者の補充的主張	430
2	認定事実	432
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	437
第20	原告番号65（家族番号22）について	439
1	当審における当事者の補充的主張	439
2	認定事実	441
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	445
第21	原告番号70（家族番号24）について	446
1	当審における当事者の補充的主張	446
2	認定事実	447
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断	452
第22	原告番号71（家族番号25）及び72（家族番号26，原告番号72については同71が承継）について	453
1	認定事実	453
2	相当因果関係及び慰謝料額の判断	457
第23	原告番号73（家族番号27）について	458
1	認定事実	458
2	相当因果関係及び慰謝料額の判断	462

第24	原告番号74及び75（家族番号28）について.....	462
1	当審における当事者の補充的主張.....	462
2	認定事実.....	463
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	469
第25	原告番号76ないし78（家族番号29）について.....	470
1	当審における当事者の補充的主張.....	470
2	認定事実.....	471
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	475
第26	原告番号79及び80（家族番号30）について.....	476
1	認定事実.....	476
2	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	480
第27	原告番号81ないし84（家族番号31）について.....	481
1	当審における当事者の補充的主張.....	481
2	認定事実.....	482
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	490
第28	原告番号91ないし93（家族番号33）について.....	492
1	認定事実.....	492
2	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	496
第29	原告番号94ないし96（家族番号34）について.....	497
1	当審における当事者の補充的主張.....	497
2	認定事実.....	499
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	503
第30	原告番号98ないし100（家族番号36）について.....	505
1	認定事実.....	505
2	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	511
第31	原告番号113（家族番号39）について.....	511

1	認定事実 .....	5 1 2
2	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	5 1 6
第3 2	原告番号1 1 4及び1 1 5 (家族番号4 0) について.....	5 1 6
1	当審における当事者の補充的主張.....	5 1 6
2	認定事実 .....	5 1 8
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	5 2 3
第3 3	原告番号1 1 9ないし1 2 2 (家族番号4 1) について .....	5 2 5
1	当審における当事者の補充的主張.....	5 2 5
2	認定事実 .....	5 2 6
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	5 3 2
第3 4	原告番号1 2 3 (家族番号4 2) について.....	5 3 4
1	当審における当事者の補充的主張.....	5 3 4
2	認定事実 .....	5 3 5
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	5 3 8
第3 5	原告番号1 2 6ないし1 2 8 (家族番号4 3) について .....	5 4 0
1	当審における当事者の補充的主張.....	5 4 0
2	認定事実 .....	5 4 2
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	5 5 0
第3 6	原告番号1 3 5ないし1 3 7 (家族番号4 5) について .....	5 5 1
1	当審における当事者の補充的主張.....	5 5 1
2	認定事実 .....	5 5 3
3	相当因果関係及び慰謝料額の判断.....	5 5 7
第5 章	結論 .....	5 5 8
第1 部	控訴の趣旨及び事案の概要等	
第1 章	控訴の趣旨	

第1 一審原告ら

- 1 (1) 原判決中原告番号71, 同72, 同78, 同80, 同91, 同92及び同137に係る部分を取り消す。
- (2) 原判決中別紙控訴額等一覧表1記載の一審原告のうち, 上記(1)の一審原告ら以外の一審原告ら敗訴部分を取り消す。
- (3) 一審被告東電及び一審被告国は, 上記(1)の一審原告らに対し, 連帯して別紙控訴額等一覧表1の「控訴額」記載の金額及びこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 一審被告東電及び一審被告国は, 上記(2)の一審原告らに対し, 連帯してさらに別紙控訴額等一覧表1の「控訴額」記載の金額及びこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 (1) 原判決中原告番号3, 同16, 同34, 同35, 同38ないし同44, 同49, 同52, 同59, 同62, 同63, 同65, 同96, 同98ないし同100, 同113, 同121及び同122に係る部分を取り消す。
- (2) 原判決中別紙控訴額等一覧表2記載の一審原告のうち, 上記(1)の一審原告ら以外の一審原告ら敗訴部分を取り消す。
- (3) 一審被告東電及び一審被告国は, 上記(1)の一審原告らに対し, 連帯して別紙控訴額等一覧表2の「控訴額」記載の金額及びこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 一審被告東電及び一審被告国は, 上記(2)の一審原告らに対し, 連帯してさらに別紙控訴額等一覧表2の「控訴額」記載の金額及びこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 一審被告国

- 1 原判決中一審被告国敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき, 一審原告らの一審被告国に対する請求をいずれも棄却する。

### 第3 一審被告東電

- 1 原判決中一審被告東電敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、一審原告らの一審被告東電に対する請求をいずれも棄却する。

## 第2章 事案の概要等

### 第1 事案の概要

本件は、一審原告らが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）に伴う津波（以下「本件津波」という。）により、一審被告東電が設置し運営する福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したことにつき、一審被告東電は、本件原発の敷地高を超える津波の発生等を予見しながら、本件原発の安全対策を怠り、また、経済産業大臣は、一審被告東電に対して平成24年法律第47号による改正前の電気事業法（以下「電気事業法」という。）に基づく規制権限を行使すべきであったにもかかわらずこれを行わなかった結果、本件事故が発生したと主張し、一審被告東電に対し、主位的に民法709条に基づき、予備的に原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項に基づき、一審被告国に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、精神的苦痛に対する損害賠償として、一人当たり2000万円及び弁護士費用200万円のうち、慰謝料1000万円及び弁護士費用100万円並びにこれに対する本件事故発生日である平成23年3月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

原審は、一審原告らの一部について請求の一部を認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

別紙控訴額等一覧表1記載の一審原告らは、敗訴部分を不服として控訴し、

別紙控訴額等一覧表 2 記載の一審原告らは、不服の範囲を 330 万円及びこれに対する遅延損害金の部分に限定して控訴した。なお、原告番号 79, 80 は、当審において請求を拡張した。

一審被告国及び一審被告東電は、それぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

## 第 2 関係法令等の定め

### 1 原子力基本法

平成 24 年法律第 47 号による改正前の原子力基本法は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」（1 条）を目的とし、我が国の原子力利用の基本方針について、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」（2 条）と規定し、原子力行政の民主的な運営を図るために、原子力委員会及び原子力安全委員会を設置すること（4 条）、原子炉の建設等、核燃料物質の使用等を行うに当たり、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならないこと（14 条）等を規定していた。

### 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）

平成 24 年法律第 47 号による改正前の炉規法は、「原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の利用等に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うこと」を目的とし

(1条), 原子炉設置の許可, 設計及び工事の方法の認可, 使用前検査, 保安規定の認可, 保安検査, 定期検査等を定めているほか, 同法の定めに従わなかった場合における運転停止や許可の取消しなどの行政処分や罰則について規定していた。

### 3 電気事業法

#### (1) 目的等

電気事業法は, 「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって, 電気の利用者の利益を保護し, 及び電気事業の健全な発達を図るとともに, 電気工作物の工事, 維持及び運用を規制することによって, 公共の安全を確保し, 及び環境の保全を図ること」(1条)を目的とする。

#### (2) 炉規法との関係

実用発電用原子炉(発電の用に供する原子炉をいう。)は, 炉規法による規制のほか, 電気事業の一形態として, 電気事業法による規制も受けており, 平成24年法律第47号による削除前の炉規法73条は, 同法27条から29条までの設計及び工事方法の認可, 使用前検査, 溶接検査及び施設定期検査の規定の適用を除外し, これに相当する電気事業法に基づく規制が適用されていた。

#### (3) 事業者の技術基準適合維持義務

電気事業法39条1項は, 「事業用電気工作物を設置する者は, 事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定して事業用電気工作物の設置者に技術基準適合維持義務を課し, 同条2項は, 上記経済産業省令を制定するに当たっての基準として, ①事業用電気工作物は, 人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えないようにすること(同項1号), ②事業用電気工作物は, 他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること(同項2号), ③事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障

を及ぼさないようにすること（同項3号）、④事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること（同項4号）と規定していた。

上記技術基準として、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令」（昭和40年通商産業省令第62号。以下「省令62号」という。）が定められており、電気事業者には、設計、建設段階のほか運転段階においても省令62号に適合するように事業用電気工作物を維持することが義務付けられていた。

#### (4) 技術基準適合命令

電気事業法40条は、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と規定していた。なお、同法116条2号は、同法40条（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定による命令又は処分に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定していた。

### 4 省令62号

#### (1) 本件原発の原子炉設置許可等処分時

ア 4条（なお、昭和50年通商産業省令第122号により4条2項が追加された。）

原子炉及びその付属設備（以下「原子炉施設」という。）並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその付属設備が地すべり、断層、なだれ、洪水、津波若しくは高潮、基礎地盤の不同沈下又は火災等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その

他の適切な措置を講じなければならない。

イ 33条

(ア) 1項

原子力発電所には、当該原子力発電所に連けいされている送電線及び当該原子力発電所において常時使用されている発電機からの電気の供給が停止した場合において保安を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。

(イ) 2項

原子力発電所の保安を確保するため特に必要な装置には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。

(2) 平成17年経済産業省令第68号による改正後のもの

ア 2条

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

8 「安全設備」とは、次に掲げる設備であつてその故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせるものをいう。

ハ 安全保護装置（運転時の異常な過渡変化が生じる場合、地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合、及び一次冷却材喪失等の事故時に原子炉停止システムを自動的に作動させ、かつ、原子炉内の燃料の破損等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全施設を自動的に作動させる装置をいう。以下同じ。）、非常用炉心冷却設備（原子炉圧力容器内において発生した熱を通常運転時において除去する施設がその機能を失った場合に原子炉圧力容器内において発生した熱を除去する設備をいう。以下同じ。）その他非常時に原子炉の安全を確保するために必要な設備及びそれらの附属設備

ホ 非常用電源設備及びその附属設備

イ 4条1項（平成23年経済産業省令第53号による改正前のもの）

原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり，断層，なだれ，洪水，津波，高潮，基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし，地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置，基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

ウ 8条の2

2条8号ハ及びホに掲げる安全設備は，当該安全設備を構成する機械器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械器具が所定の安全機能を失うことをいう。以下同じ。）が生じた場合であつて，外部電源が利用できない場合においても機能できるように，構成する機械器具の機能，構造及び動作原理を考慮して，多重性又は多様性，及び独立性を有するように施設しなければならない。

エ 33条

(ア) 1項

原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも2回線は，当該原子力発電所において受電可能なものであつて，使用電圧が6万ボルトを超える特別高圧のものであり，かつ，それにより当該原子力発電所を電力系統に連系するように施設しなければならない。

(イ) 2項

原子力発電所には，前項の電線路及び当該原子力発電所において常時使用されている発電機からの電気の供給が停止した場合において保安を確保するために必要な装置の機能を維持するため，内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。

(ウ) 3項

原子力発電所の保安を確保するため特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。

(エ) 4項

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

(オ) 5項

原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。

(3) 平成23年経済産業省令第53号により新設された5条の2

ア 1項

原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

イ 2項

津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるよう、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。

5 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）

原災法は、「原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設

置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」を目的とする（1条）。

なお、一般的な災害対策については、災害対策基本法に規定されており、同法に基づき中央防災会議が置かれ、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議が行われている。

## 6 原賠法

原賠法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」を目的とする（1条）。

原賠法は、原子力事業者に故意又は過失がなくとも、原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは原子力事業者が損害賠償責任を負うという無過失責任を規定している（3条1項）。

また、原賠法は、原子力損害に関しては原子力事業者以外の者は責任を負わないと規定し（4条1項）、原子力事業者は原子力損害を賠償するための措置を講じることが義務付けられており（6条）、一定の場合には、政府が、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うこと（16条1項）などを規定している。

## 第3 各種指針等

### 1 原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定（丙A7））

上記指針は、本件原発1号機ないし4号機の設置許可における安全審査で用いられたものであり、原子炉の原則的立地条件として、「(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと、また、災害を拡大するような事象も少な

いこと」, 「(2) 原子炉は, その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること」, 「(3) 原子炉の敷地は, その周辺も含め, 必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること」が必要であるとしており, 基本的目標として, 「a 敷地周辺の事象, 原子炉の特性, 安全防護施設等を考慮し, 技術的見地からみて, 最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故(以下「重大事故」という。)の発生を仮定しても, 周辺の公衆に放射線障害を与えないこと」, 「b 重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(以下「仮想事故」という。)(例えば, 重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し, それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの)の発生を仮想しても, 周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと」, 「c なお, 仮想事故の場合にも, 国民遺伝線量に対する影響が十分に小さいこと」を掲げている。

## 2 安全設計審査指針

- (1) 「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」(昭和45年4月23日原子力委員会(丙A8))

上記指針は, 本件原発4号機の設置許可における安全審査で用いられたものであり, 敷地の自然条件に対する設計上の考慮及び耐震設計についての指針を定めた上で, 炉心設計, 計測制御設備, 原子炉冷却材圧力バウンダリ, 工学的安全施設, 非常用電源設備, 核燃料貯蔵施設, 放射性廃棄物処理施設及び放射線監視施設についての設計に係る審査基準を定めている。

### ア 「敷地の自然条件に対する設計上の考慮」(上記指針2. 2)

上記指針は, 「敷地の自然条件に対する設計上の考慮」として, 「(1)当該設備の故障が, 安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は, その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計で

あること」，「(2)安全上重大な事故が発生したとした場合，あるいは確実に原子炉を停止しなければならない場合のごとく，事故による結果を軽減もしくは抑制するために安全上重要かつ必須の系および機器は，その敷地および周辺地域において，過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力に対し，当該設備の機能が保持できるような設計であること」を求めている。

上記指針の解説（動力炉安全設計審査指針解説）は，「予測される自然条件」とは，「敷地の自然環境をもとに，地震，洪水，津浪，風（または台風），凍結，積雪等から適用されるもの」をいい，「自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力」とは，「対象となる自然条件に対応して，過去の記録の信頼性を考慮のうえ，少なくともこれを下まわらない苛酷なものを選定して設計基礎とすること」をいうものとしている。

イ 「耐震設計」（上記指針 2. 3）

上記指針は，「耐震設計」として，「原子炉施設は，その系および機器が地震により機能の喪失や破損を起こした場合の安全上の影響を考慮して重要度により適切に耐震設計上の区分がなされ，それぞれ重要度に応じた適切な設計であること」を求めている。

上記指針の解説は，「重要度により適切に耐震設計上の区分がなされ」とは，その機能喪失が原子炉事故を引き起こすおそれのあるもの，及び原子炉事故の際に放射線障害から公衆を守るために必要なもの（Aクラス），高放射性物質に関連するものでAクラスに属する以外のもの（Bクラス），Aクラス及びBクラスに属する以外のもの（Cクラス）により，建物，機器設備が分類されることをいい，Aクラスのうち原子炉格納容器，原子炉停止装置は，Aクラスに適用される地震力を上回る地震力について機能の維持ができることを検討することを求めている。

ウ 「非常用電源設備」（上記指針 7）

上記指針は、「非常用電源設備」については、「単一動的機器の故障を仮定しても、工学的安全施設や安全保護系等の安全上重要かつ必須の設備が、所定の機能を果たすに十分な能力を有するもので、独立性および重複性を備えた設計であること」を求めている。

上記指針の解説は、①「単一動的機器の故障」の対象には、非常用内部電源設備では、これを構成するしゃ断器、制御回路の操作スイッチ、リレー、非常用発電機等のうちいずれか一つのものの不作動や故障をとるものとされ、②「所定の機能を果たすに十分な能力を有するもの」とは、原子炉緊急停止系、工学的安全施設等の事故時の安全確保に必要な設備を、それぞれが必要な時期に要求される機能が発揮できるように作動させうるような容量を具備することをいい、③「独立性および重複性」とは、単一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求される安全確保のための機能が害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし、かつ、一方が不作動となるような不利な状況下においても、他方に影響を及ぼさないように回路の分離、配置上の隔離などによる独立性の確保が設計基礎とされることをいうものとされている。

- (2) 「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日同委員会一部改訂（丙A13））

前記(1)の指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、その後、軽水炉の技術の改良及び進歩、スリーマイルアイランド事故等から得られた教訓も含めた軽水炉に関する経験の蓄積を踏まえ、平成2年8月30日に全面改訂がされ、平成13年3月29日に一部改訂がされた。

ア 「自然現象に対する設計上の考慮」（上記指針2）

上記指針は、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機

能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること」（上記指針2. 1）、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること」（上記指針2. 2）を求めている。

上記指針の解説は、「予想される自然現象」とは、「敷地の自然環境を基に、洪水、津波、風、凍結、積雪、地滑り等から適用されるもの」をいい、「自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件」とは、「対象となる自然現象に対応して、過去の記録の信頼性を考慮の上、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、かつ、統計的に妥当とみなされるもの」をいうとしている。

#### イ 「電源喪失に対する設計上の考慮」（上記指針27）

上記指針は、「原子炉施設は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること」を求めている。

上記指針の解説は、「長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない。」、「非常用交流電源設備の信頼度が、系統構成又は運用（常に稼働状態にしておくことなど）により、十分高い場合においては、設計上全交流動力電源喪失を想定しなくてもよい。」としている。

#### ウ 「電気系統」（上記指針48）

上記指針は、「非常用所内電源系は、多重性又は多様性及び独立性を有し、その系統を構成する機器の単一故障を仮定しても次の各号に掲げる事